

平成29年度 第2回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成29年10月16日(月) 10:00~11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
田原 緑	会 長 出席
岡庭 大吉	委 員 出席
根本 賀章	副会長 出席
佐々木 淳子	委 員 出席
篠田 直人	委 員 出席
磯部 ゆき子	委 員 欠席
梅野 陽久	委 員 出席
伊藤 章	委 員 欠席
事務局	田中課長 岡田課長補佐兼係長 工藤主任 高橋主事 企画調整課 片川技師
案件提出課	施設課 倉橋係長
<p>1 開会 事務局田中課長から開会宣言 10:00開会</p> <p>2 会長の互選及び会長あいさつ</p> <p>3 副会長の互選及び副会長のあいさつ</p> <p>4 審議</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>・ 諮問事項 諮問第21号~諮問第23号について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>(1) 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>6 閉会</p>	

4 審議

(1) 諮問事項 諮問第 2 1 号から諮問第 2 3 号まで事務局から概要説明

質疑

根 本 委 員： 諮問第 2 1 号、第 2 2 号の業務の名称が給水装置管理となっています。

この 2 件の案件は一連の案件として考えてよいでしょうか。

事 務 局： 諮問第 2 1 号から第 2 3 号まで同一の業務の内容についての諮問案件
となっております。

根 本 委 員： では第 2 3 号の記録票については、水道料金の業務で保有する個人情報を給水装置管理の業務に目的外利用をするという理解でよろしいですか。

事 務 局： そのとおりでございます。

担当者が来ておりますし、資料もございますので、担当者からもう少し詳しく事業について説明していただきたいと思います。

倉 橋 係 長： 水道部には施設課、業務課がございます。施設課は主に申請に基づいて給水装置の設置工事を行っております。業務課は主に水道料金についての業務を行います。検針を行い、水道使用量に基づいた料金の徴収等を行っております。

続いて今回ご審議いただきたい内容についてご説明いたします。施設課が使用している給水装置の地図情報システムに水量を入力することでこれまで出来なかった三郷市全域の水の流れをシミュレートすることが出来るようになります。こうした機能を持つ新たなシステムを構築するために、業務課の保有する情報を目的外利用させていただきたいというのが今回の提案理由です。

根 本 委 員： そうしますと、水道使用量のデータは業務課が保有しているということでしょうか。

倉 橋 係 長： おっしゃるとおりです。各世帯に水道使用量に応じた料金を賦課しているからです。先ほど申し上げたシステムで水量を把握することで、例えば塩素の残留量が算出できるなど、水質の管理に役立ちます。その結果、お客様に良質な水道水を提供することも可能になります。

根 本 委 員： よくわかりました。ありがとうございます。

田原会長： 他にはいかがでしょうか。

篠田委員： 諮問第23号の目的外利用記録票について伺います。目的外利用をした個人情報の項目に電話番号がありますが、これが今までご説明頂いたシステムとどのような関係があるのでしょうか。

倉橋係長： 漏水が発生した場合、破損箇所の把握だけでなく、その世帯への連絡等の対応が速やかに行えるようになるからです。

篠田委員： ありがとうございます。

梅野委員： 業務課が持っている全ての情報が必要だ、ということでしょうか。

倉橋係長： 具体的にいくら支払ったのか、というような情報は必要ありません。あくまで目的外利用記録票に記載された項目が必要であるということです。

田原会長： 私からも1点お伺いしてもよろしいでしょうか。諮問第21号の個人情報登録票について、個人情報の収集目的の記載に「一般閲覧に供するため」とありますが、一般閲覧に供される部分としてどのようなものを想定されているか伺います。

倉橋係長： 不動産や建築関係の業者に建物の住所や配管の様子がわかる給水台帳というものを供しております。

田原会長： 配管図以上の個人情報が供されるということはないですか。

倉橋係長： はい。不動産売買に関して委任状があれば別ですが、通常では個人情報を供するものではありません。

田原会長： よくわかりました。他に疑問点のある方はいらっしゃいませんか。

根本委員： 諮問第22号について伺います。業務委託期間が単年度とされていますが単年度で終わるような業務なのでしょうか。

倉橋係長： 業務としては長期的なものですし、同一業者と複数年にわたって契約をしていきますが、保守や更新作業については事務量が年度によって変わることもあり、年度毎に契約をしていきます。

根本委員： わかりました。諮問第22号の委託の条件のところで情報の管理方法等の指定をするとありますが、これは三郷市が具体的に方法を指定するということですか。

倉橋係長： はい。情報管理係と連動できる形での保管方法を指定しています。

根本委員： 連動とおっしゃいましたが、それはオンライン上ということでしょうか、

それとも磁気媒体でのことでしょうか。

倉橋係長： 磁気媒体です。

根本委員： それで磁気媒体の項目にチェックが入っているのですか。

倉橋係長： おっしゃる通りです。

根本委員： よくわかりました、ありがとうございました。

田原会長： その他ございますか。ないようですので、諮問を承認するという
ことで異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、承認することといたします。

5 事務局連絡事項

(1) 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成30年1月22日月曜日の午前10時
からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

篠田委員： すみません。既に予定が入っております。

事務局： それでは翌週の、平成30年1月29日月曜日午前10時からでいかが
でしょうか。

田原会長： ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。おられないようですので、この
案を了承し、次回は平成30年1月29日月曜日の午前10時からといたし
ます。その他に何かご意見等はございますか。特にないようですので、事務
局に進行をお返しいたします。

6 閉会

事務局： 本日は委嘱式、それに先立ちまして説明のために早い時間からお集まり
いただきました。大変お疲れさまでした。

次回の開催につきましては、1月29日が近付いてまいりましたら諮問案

件等の資料を郵送にて送付させていただきますので、よろしくお願いいた
します。

本日も慎重なご審議をありがとうございました。

署 名 欄	会 長	
	署名委員	
	署名委員	